



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail [yr@yoshidaroumu.com](mailto:yr@yoshidaroumu.com)

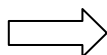
## 平成 28 年 9 月 1 日より厚生年金保険料率が変わります

### ● 厚生年金保険料率

平成 16 年の法改正により、厚生年金保険料率が毎年 9 月に 0. 3 5 4 % ずつ引き上げられ、最終的に平成 29 年 9 月以降は 1 8. 3 % で固定されます。

平成 28 年 8 月までの保険料率

1000 分の 1 7 8. 2 8

〔 本人・会社負担分それぞれ  
1000 分の 8 9. 1 4 〕

平成 28 年 9 月 1 日からの保険料率

1000 分の 1 8 1. 8 2

〔 本人・会社負担分それぞれ  
1000 分の 9 0. 9 1 〕

※ 平成 28 年 9 月 1 日以降に支払われる賞与にも上記変更の保険料率が適用されます。  
給与では保険料の当月引（9 月分給与より）、翌月引（10 月分給与より）の会社があるため、後日、当事務所より変更月ならびに各人の保険料率一覧表をお渡ししますので、ご確認ください。

## 平成 2 8 年 1 0 月 1 日より健康保険・厚生年金被保険者の取扱いが変わります

### 1. 短時間労働者（4 分の 3 未満）の標準報酬月額算定にかかる支払基礎日数の取扱い

※ 特定適用事業所（厚生年金の被保険者数が 5 0 0 人以上の事業所）に勤務する短時間労働者  
短時間労働者の算定基礎届・月額変更届等における支払基礎日数は、各月 1 1 日以上の勤務日数があるかどうかで判断します。

### 2. 被保険者資格取得の基準変更

被保険者資格取得の基準（4 分の 3 基準）が明確になります。

改正前	改正後
(a) 1 日または 1 週の所定労働時間および 1 月の所定労働日数がおおむね 4 分の 3 以上	(a) 1 週の所定労働時間および 1 月の所定労働日数が 4 分の 3 以上
(b) 被保険者として取り扱うことが適当な場合は、総合的に勘案し、被保険者の適用を判断すること	(b) 廃止

### 3. 被保険者資格取得の経過措置

法施行日前から被保険者である方については、法施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は、被保険者となります。

## 厚生年金保険の標準報酬月額の下限に新たな等級が追加されます

平成28年10月1日より、厚生年金の現在の標準報酬月額の等級表に新たな等級（第1等級：88,000円）が追加されます。

等級	標準報酬	報酬月額	
	月額	以上	未満
1	88,000	～93,000	
2	98,000	93,000～101,000	
3	104,000	101,000～107,000	
4	110,000	107,000～114,000	

## 平成28年10月1日より、健康保険の被扶養認定における兄姉の同居要件が廃止されます。

健康保険法による被保険者の兄姉と弟妹の被扶養認定要件については、兄姉（被保険者との同居要件あり）と弟妹（同居要件なし）の間に差が設けられていましたが、兄姉の同居要件が廃止されるため、同居の確認書類の添付は不要となります。

	被扶養対象者	同居要件
変更前	①被保険者の直系尊属、配偶者（内縁も含む）、子、孫および弟妹	無
	②ア. 被保険者の三親等以内の親族で、①以外のもの イ. 内縁関係にある配偶者の父母および子 ウ. イの配偶者の死亡後におけるその父母および子	有
変更後	①被保険者の直系尊属、配偶者（内縁も含む）、子、孫および兄姉弟妹	無
	②ア. 被保険者の三親等以内の親族で、①以外のもの イ. 内縁関係にある配偶者の父母および子 ウ. イの配偶者の死亡後におけるその父母および子	有

## 雇用保険制度が変わります

### 65歳以上の方への雇用保険の適用拡大

平成29年1月1日以降、現行は雇用保険の適用除外となっている65歳以上の雇用者につきましても、雇用保険の適用の対象となります。

### 介護休業給付の給付率の引上げ

介護休業を取得した際に支給される介護休業給付の給付率を、平成28年8月1日以降に休業を開始される方につきまして、現行の40%から67%に引き上げます。

※ 今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。